

論点に対する回答

重点分野	社会保険
省庁名	厚生労働省
論点	<p>1. 健康保険の住所変更について</p> <p>① 健康保険組合加入者の住所変更届の省略について、原則、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会により省略を実現させていくため、総務省と平成 30 年 6 月に協議をスタートさせたとの回答いただきましたが、その後の協議の進捗状況は如何か。</p>

【回 答】

- ① 健康保険組合に対する被保険者住所変更届を J-LIS への照会により省略することについて、考えられる見直し条件と単価について総務省と相談しつつ、健康保険組合連合会とも協議を行ってきたが、費用対効果が得られる単価の設定は困難（※）であり、J-LIS への照会による届出省略の実現は困難との現状認識にある。
- ※同連合会からは、加入者が多く事業者負担が大きい保険者であっても相当に廉価な単価でなければ費用対効果が得られず、小規模組合はそもそもほとんど費用が生じていない旨の見解が示された。
- ② 一方、今般の健保法等の改正において、被扶養者認定における国内居住要件が設けられたことにより、被扶養者の住所情報を正確に管理する必要がある。
- そのため、年 1 回の被扶養者の現況確認における住所情報の確認（更新）にあたり、短期間に多数の加入者に係る住所情報の確認を行うための効率的な確認手法について、健康保険組合連合会等と検討を進めている。
- こうした確認手法の検討に併せ、住所変更の届け出を要しない環境の提供についても検討を進めていきたい。
- ③ また、平成 31 年 3 月 27 日に開催された第 5 回新戦略推進専門調査会 デジタル・ガバメント分科会に示された「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理（案）」において、企業が業務上保有するデータを、クラウド等において土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにする仕組みの構築が示されたと

ころ。

健康保険組合がこの仕組みを活用し、クラウドにある被保険者の直近の住所を確認することで、住所変更を届け出ることを要しない環境を提供できるのではないかと考えている。

- ④ このような複数の確認手法を講じていくことで、住所変更届の省略を進めて参りたい。